

2018 February

2

No.816

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



## 今月の記事

### ● 日本年金機構

- ・退職後継続再雇用された場合の届出と添付書類 ..... 2  
退職時の厚生年金保険から国民年金への切替と保険料納付について
- ・被保険者の氏名・住所変更の届出漏れはありませんか ..... 3

### ● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・定期健康診断結果データの提供をお願いします ..... 4～5

### ● 佐賀県社会保険協会

- ・2月開催 社会保険事務講習会のごあんない ..... 6
- ・働き方改革セミナーの開催 ..... 7
- ・年金相談窓口開設等 ..... 8
- ・「ねんきんダイヤル」0570-05-1165 へ ..... 8

職場内で回覧しましょう

## 事業主の皆様へ

### 退職後継続再雇用された場合の届出と添付書類

60歳以上の被保険者が退職後に1日も空くことなく同じ事業所に再雇用された場合は、「被保険者資格喪失届」と「被保険者資格取得届」を同時に届出することにより、再雇用された月から再雇用後の報酬で標準報酬月額を決定します。

届出される際は、添付書類として「就業規則」、「退職辞令の写し」等の退職したことがわかる書類及び再雇用されたことがわかる「雇用契約書」または「事業主の証明」が必要になります。「事業主の証明」には指定の様式はありませんが、退職した日、再雇用された日が記載されており、事業主印の押印されているものがが必要です。



### 退職時の厚生年金保険から国民年金への切替と保険料納付について

厚生年金保険に加入していた方(20歳以上60歳未満)が退職(失業)がされた後は、ご本人が国民年金への加入手続きのうえ、保険料を納めることになります。

ただし、保険料を納めることが経済的に困難な方には、退職した年から翌々年6月まで利用することができる「特例免除制度」があります。「特例免除制度」のお申し込み時は、離職票等の写しの添付が必要となります。

また、退職された方の被扶養配偶者におかれましては、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更の手続きを行う必要があります。

手続き先はお住まいの市町村の国民年金担当窓口、または管轄の年金事務所の国民年金課となります。年金手帳等をご持参のうえ、お手続きをお願いします。



## 被保険者の氏名・住所変更の届出漏れはありませんか？

### 被保険者の氏名が変わった時の手続き

被保険者の氏名に変更があった場合には、年金事務所に「被保険者氏名変更(訂正)届」を提出してください。

届出・申請書名 ▶ 健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届

添付書類 ▶ 被保険者証

提出期限 ▶ すみやかに

#### 【留意点】

- ・被扶養者の氏名が変わったときは「被扶養者(異動)届」に被保険者証を添付して年金事務所に提出してください。
- ・高齢受給者証をお持ちの方は、一緒に提出してください。



### 被保険者の住所が変わった時の手続き

住所変更の届出がお済みでない方は、大切な「ねんきん定期便」や事前送付の「年金請求書」などをお届けできなくなります。住所の変更や訂正は以下の手続き先で届出をお願いします。

| 被保険者種別      | 手続き先                |
|-------------|---------------------|
| 国民年金第一号被保険者 | お住まいの市(区)役所・町村役場の窓口 |
| 厚生年金被保険者    | 管轄の年金事務所(事業主経由)     |
| 国民年金第三号被保険者 | 管轄の年金事務所(事業主経由)     |
| 年金受給者       | お近くの年金事務所           |

#### お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所適用調査課 TEL 0955-72-5162
- 武雄年金事務所適用調査課 TEL 0954-23-0121

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成30年 2 月分保険料の納付期限は平成30年 4 月2日(月)です。

**定期健康診断※を実施されている事業所様へお得なお知らせ**

※協会けんぽの生活習慣病予防健診受診の場合は除く

## 定期健康診断(事業者健診) 結果データの提供をお願いします。

協会けんぽでは、40歳以上の従業員の皆様の健康をサポート(特定保健指導)するため、事業主様に定期健康診断の結果データの提供をお願いしております。

協会けんぽへの結果データの提供は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定されていますので、法的に責任を問われることはありません。何卒ご理解のうえ、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

### 健診結果データ提供の対象者

#### 協会けんぽの被保険者

～39歳

**対象外**

40歳以上74歳未満

(協会けんぽ補助)  
生活習慣病予防健診  
を受診(予定)の方

**定期健康診断を受診の方**

**ご提供いただきたいデータはこの方々です!**

### 健診結果データ提供のメリット

特定保健指導が**無料**で受けられます!

ご提供いただいた健診結果データに基づき、生活習慣病の発病リスクの高い方に対し、保健指導を無料でを行い、従業員の皆様の健康をサポートします。

#### 特定保健指導を受けるメリット!

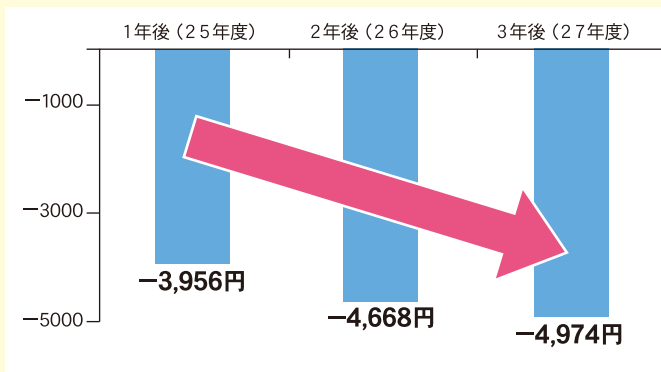
特定保健指導を受けた人のほうが、

**1年間にかかる医療費が  
低くなっています。**

3年間の累計で  
なんと **約13,600円も  
削減!**

病気の予防だけでなく、医療費削減による**健康保険料率上昇の抑制**につながります!

【平成24年に特定保健指導(積極的支援)を受けた方と受けなかった方のメタボ傷病の医療費の差】



※ 出典: 協会けんぽの「特定健診・保健指導の経年効果分析」より抜粋  
メタボ傷病(糖尿病・高血圧症・脂質異常症)の入院外1人当たり医療費等の推移(40-64歳:全国男性)



**全国健康保険協会 佐賀支部**

協会けんぽ

〒840-8560

佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル

TEL 0952-27-0611(代表)



## 健診結果データ提供 Q & A

### Q 従業員の個人情報を提供しても問題ないの？

事業所が健診結果を提供することについては、「**高齢者の医療の確保に関する法律(第27条)**」により義務付けられています。

健診結果の提供については、「**個人情報の保護に関する法律(第23条)**」により、**労働者本人の同意は不要**であるため、事業主様が責任を問われることはありません。

### Q 提供方法は大変ですか？

#### お手続きは簡単です！

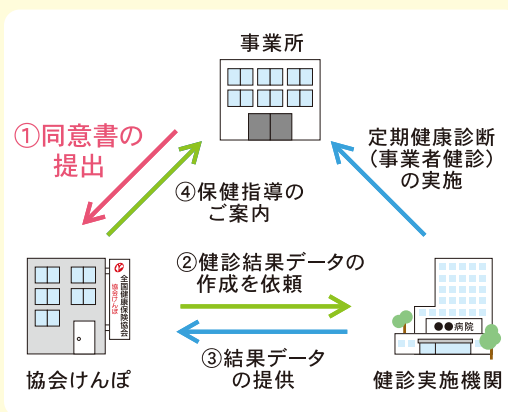
事業所様からは、下記の**同意書を協会けんぽに提出していただくのみ**です。

同意書を提出していただいた後に、協会けんぽと健診実施機関でデータの受け渡しなどの手続きを行います。

※協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診されている事業所様は提出不要です。

※健診実施機関でデータの作成ができない場合は、事業所様へ紙媒体等での提供を依頼させていただくことができます。

ご不明な点がございましたら、協会けんぽ 佐賀支部 保健グループ (Tel:0952-27-0615) までお問い合わせください。



※切り取るかコピーのうえ、郵送にて提出をお願いします。

### 定期健診結果データの提供依頼について(同意書)

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果データを健診機関を通じて、全国健康保険協会佐賀支部に提供することに**同意します**。

※取得した健診結果データは、次の2点に限り活用すること。

- ①受診者自身の今後の健診、治療および保健師等による保健指導(特定保健指導を含む)、健康相談を実施するとき。
- ②特定の個人が識別されることが無い方法で、統計、調査研究を実施するとき。

平成 年 月 日

|                                      |     |              |   |
|--------------------------------------|-----|--------------|---|
| 事業所名称<br>事業主氏名                       | (印) |              |   |
| 事業所所在地                               | 〒 — |              |   |
|                                      | TEL | FAX          |   |
| 被保険者証の記号<br>(7桁もしくは8桁)               |     | 担当者氏名        |   |
| 受診健診機関名                              |     | 健診実施月        | 月 |
| 翌年度以降、引き続き健診機関を通して<br>データ提供をすることについて |     | 同意する ・ 同意しない |   |



メルマガのご登録はこちらから！  
役立つ情報が満載です！





平成  
29  
年度

## 社会保険事務講習会のご案内

### 『入社・退職時の手続き』

入社時、退職時の社会保険・雇用保険の主な手続きや記入の仕方について学びます

| 地 区          | 平成30年    | 会 場                           |
|--------------|----------|-------------------------------|
| 佐賀会場         | 2月9日(金)  | アバンセ (佐賀市天神3-2-11)            |
| 唐津会場         | 2月15日(木) | 高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市ニタ子3-155-4) |
| 鳥栖会場         | 2月16日(金) | サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)         |
| 武雄会場         | 2月19日(月) | 武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)      |
| 講師 ● 社会保険労務士 |          |                               |

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**  
 (定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)  
 受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者 社会保険事務担当者の方

参 加 料 **会員事業所は無料**  
 (但し、非会員事業所及び平成29年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み  
お問合せ 一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階  
 TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**

—(キリトリ線)—



### 社会保険事務講習会 参加申込書

|                                 |                                                            |  |                                 |  |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------|--|---------------------------------|--|
| 整 理 番 号                         |                                                            |  | 宛名シールの左下の番号。<br>おわかりになる範囲で結構です。 |  |
| 参加希望<br>会場日時                    | 『入社・退職時の手続き』<br>( 佐 賀 ・ 唐 津 ・ 鳥 栖 ・ 武 雄 ) 会 場 平成 年 月 日 ( ) |  |                                 |  |
| 参加者氏名                           |                                                            |  |                                 |  |
| 事業所名                            |                                                            |  |                                 |  |
| 事業所所在地                          | 〒 事業所電話番号 ( ) -                                            |  |                                 |  |
| 分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。 |                                                            |  |                                 |  |

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

「働き方改革」対応セミナー

# なぜ、今 働き方改革が必要なのか

～改革の必要性と進め方～

日 時  
平成30年 **2月23日** 金  
午後1時30分～午後3時

場 所

**立花公民館**

(伊万里市立花町1891-79 / TEL 0955-20-4567)



**参加費  
無料**

**第1部** 13:30～14:15

**テーマ:働き方改革の必要性**

- ①現状と課題
- ②生産性を向上し、人手不足を乗り切る方法
- ③働き方改革の取組事例

講師: 佐賀労働局雇用環境・均等室  
雇用環境改善・均等推進監理官  
大田 隆氏

**第2部** 14:15～15:00

**テーマ:働きやすい職場環境の整備**

～会社はなにをすればいいのか  
人事担当者が知っておきたい基本知識～

- ①セクハラ、マタハラなど職場のハラスメント防止対策
- ②育児・介護休業制度のポイント
- ③女性の活躍推進 等

講師: 佐賀労働局雇用環境・均等室  
室長補佐 池上 彰子氏

お申込み  
について

電話・ファックス・メールで、2月14日(水)までにお申込み下さい。

**伊万里市男女協働推進課**

TEL:0955-23-2115 FAX:0955-22-7213 メール:danjo@city.imari.lg.jp

----- 切り取らずにこのままFAXしてください -----

伊万里市男女協働推進課 行 (0955-22-7213)

## 「働き方改革セミナー」参加申込書

|      |     |     |  |
|------|-----|-----|--|
| 事業所名 |     |     |  |
| 住所   |     |     |  |
| 連絡先  | TEL | FAX |  |
| 参加者名 |     |     |  |

## 平成30年3月 年金相談窓口開設カレンダー

| 日  | 月                            | 火                    | 水                            | 木  | 金                    | 土                            |
|----|------------------------------|----------------------|------------------------------|----|----------------------|------------------------------|
|    |                              |                      |                              | 1  | 2<br>伊万里市役所<br>(予約)  | 3                            |
| 4  | 5<br>年金事務所<br>延長相談<br>19時まで  | 6<br>鹿島市民会館<br>(予約)  | 7<br>多久市役所<br>(予約)           | 8  | 9<br>伊万里市役所<br>(予約)  | 10<br>年金事務所<br>休日相談日<br>(予約) |
| 11 | 12<br>年金事務所<br>延長相談<br>19時まで | 13<br>基山町役場<br>(予約)  | 14<br>有田町役場<br>(東庁舎)<br>(予約) | 15 | 16<br>伊万里市役所<br>(予約) | 17                           |
| 18 | 19<br>年金事務所<br>延長相談<br>19時まで | 20<br>鹿島市民会館<br>(予約) | 21                           | 22 | 23<br>伊万里市役所<br>(予約) | 24                           |
| 25 | 26<br>年金事務所<br>延長相談<br>19時まで | 27<br>基山町役場<br>(予約)  | 28                           | 29 | 30                   | 31                           |

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の午前8時30分から午後5時15分まで

|               |                        |                |                                  |
|---------------|------------------------|----------------|----------------------------------|
| 年金相談の<br>時間延長 | 週初めの開所日<br>17:15～19:00 | 年金事務所<br>休日相談日 | 県内年金事務所の休日相談日<br>受付時間 9:30～16:00 |
|---------------|------------------------|----------------|----------------------------------|

| 出張相談【予約制】 |                        |                                  |
|-----------|------------------------|----------------------------------|
| 出張相談所     | 開設日・相談時間               | 予約申込先                            |
| 多久市役所     | 第1・3水曜日<br>10:00～15:00 | 佐賀年金事務所<br>0952-31-4191          |
| 基山町役場     | 第2・4火曜日<br>10:00～16:00 | 唐津年金事務所<br>0955-72-5161          |
| 伊万里市役所    | 毎週金曜日<br>9:30～15:30    | 唐津年金事務所<br>0955-72-5161          |
| 鹿島市民会館    | 第1・3火曜日<br>10:00～16:00 | 鹿島市役所 市民課年金係<br>0954-63-2117     |
| 有田町役場 東庁舎 | 第2水曜日<br>10:00～15:00   | 有田町役場 住民環境課国民年金係<br>0955-46-2114 |

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。  
※年金事務所では予約による年金相談を受けております  
ので、希望される日の前日までにお申しください。

### 予約申込先

- 佐賀年金事務所 …… ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所 …… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所 …… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。  
受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。  
相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。



## 一般的な年金相談に関するお問い合わせ

「ねんきんダイヤル」

**☎0570-05-1165** (ナビダイヤル) へ!

050で始まる電話でおかけになる場合は

**☎03-6700-1165** にお電話ください。

受付時間：月 曜 日 午前8:30～午後7:00  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**が  
わかるものをご用意ください。



※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。  
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。  
※月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。  
週の後半と月の後半はつながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。  
ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。



「人生100年時代」という言葉を最近よく耳にするようになりました。西暦2000年以降に生まれた人は平均100歳まで生きる、という予測です。

現時点でも今55歳の男性は約83歳まで平均的に生きるということです。ということは、65歳で定年を迎えたとしても約20年近くあるわけで、もう一度成人式ができる期間です。“余生”の開始年齢を相当先延ばししなくてはならないようです。(山)